

交通事故などで医療機関を受診するときは 共済組合にご連絡ください！

交通事故や傷害事件等（以下「第三者行為」といいます。）が原因でケガをした場合、**治療費などは加害者側（第三者）が負担するのが原則**です。

しかし、過失割合について加害者側との話し合いがまとまらなかったり、賠償が遅れたりする場合もあるため、マイナ保険証等を使って治療することもできますので、**共済事務担当課をととして必ず当組合にその旨を連絡してください**。その場合、当組合が一時的に立て替えた医療費を加害者側へ請求するため、書類の提出が必要です。

第三者行為に該当するケガの例

- 自動車を運転中（同乗中）の事故
- 他人の飼っているペットに噛まれたケガ
- 自転車の接触事故
- 工事現場での落下物によるケガ
- スキー・スノーボードの衝突事故
- けんかで負ったケガ
- 飲食店等での食中毒

交通事故にあったときの注意事項

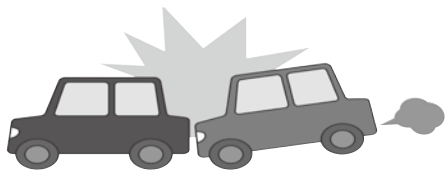
- 運転者の氏名・住所・免許証番号、車検証、車のナンバー、自動車の持ち主の氏名、住所等（営業車のときは、会社名、代表者名）、自賠責保険・任意保険（会社名・証明書番号等）を相手から聞き取りして控えておきましょう。
- どんな小さな事故でも、必ず警察に届け出をしましょう。
- どんなに軽いケガでも、必ず医師の診断を受けましょう。

第三者行為の届出に必要な書類

- ① 損害賠償申告書・同意書
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 自動車損害賠償保険契約関係届
- ④ 念書または誓約書（任意保険等で賠償額を補てんできない場合は、念書に代えて誓約書を提出してください。）
- ⑤ 交通事故証明書（原本）※自動車安全運転センター発行
- ⑥ 示談書の写し（示談が成立している場合）

※交通事故以外の届出は①、④、⑥になります。

※書類は、当組合ホームページからダウンロードできます。



※ 次のときは、当組合は加害者に医療費を請求できなくなり、組合員自身にご負担いただく場合がありますので注意してください。

- 第三者行為に係る書類を提出しない。
- 組合員や被扶養者に不利な示談をした。**（示談を行う際は慎重に！）**

外傷性の受傷原因の照会について

外傷性の診療を受けたときは、その受傷原因が第三者行為や公務災害によるものかを確認するため、当組合から照会をさせていただく場合がありますので、共済事務担当課より連絡があった際はご協力をお願いします。

公務中や通勤途中の事故について

公務中や通勤途中の事故による医療費は、地方公務員災害補償基金等が負担するため、**マイナ保険証等は使用できません**。

お問い合わせ先

医療健康課（医療給付係） TEL 029-301-1413